

75歳以上の方と65歳以上で一定の障がいのある方が対象となる

後期高齢者医療制度のお知らせです

問 市民保険課 (☎内線112)

後期高齢者医療制度の被保険者証（以下、保険証）は毎年8月1日に新しくなります。

新しい保険証は、7月中に「岐阜県後期高齢者医療広域連合」の封筒で「書留郵便」にて本人あてにお送りします。

8月1日以降に医療機関を受診する際は、必ず今回お送りする新しい保険証を医療機関の窓口にご提示ください。

8月1日から・薄い赤色

被保険者番号 ○○○○○○○○

氏名 広域 太郎

一部負担金の割合 ○割

有効期限 令和6年7月31日

現在「限度額適用・標準負担額減額認定証※1」および「限度額適用認定証※2」をお持ちの方で、8月1日も引き続きご利用される方は、有効期限が新しいものに切り替わります。原則、保険証と一緒にお送りしますのでご確認ください。

事務処理の都合上、6月18日時点で被保険者本人および同一世帯の方の前年所得が判明している方のみ保険証に同封します。

※1 同一世帯内に令和5年度市民税が課税されている方がいる場合は、交付されません。

※2 新しい保険証の一部負担金の割合が3割ではなくなる方、同一世帯内に令和5年度市民税所得が690万円以上の方がいる場合は、交付されません。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限

| | | |
|----------|----------------|--------------------------|
| 被保険者番号 | ○○○○○○○ | 令和6年7月31日 |
| 住所 | 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 | |
| 氏名 | 広域 太郎 | 性別 男 |
| 生年月日 | 昭和○○年○○月○○日 | |
| 資格取得年月日 | 平成○○年○○月○○日 | |
| 発行期日 | 令和○○年○○月○○日 | |
| 交付年月日 | 令和○○年○○月○○日 | |
| 一部負担金の割合 | ○割 | |
| 保険者番号 | ○○○○○○○ | |
| 保険者名 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合 | <input type="checkbox"/> |

医療費の窓口負担が2割の方の配慮措置について

令和4年10月1日から令和7年9月30日までは、2割負担の施行による負担増額が1カ月最大3,000円までに抑えられます。（外来のみで入院の医療費は対象外）

配慮措置が適用される場合は、高額療養費として登録されている口座に払い戻します。

令和5年度の保険料額が決定しました

5月末日までに岐阜県後期高齢者医療の被保険者になられた方へ、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。「保険料額」や「お支払い方法」が記載されていますので、ご確認ください。